

Ⅱ 生活について

1 手当に関すること

手当は、受ける資格があっても、手続きをしないと受けられなくなることがありますので、注意しましょう。



○児童扶養手当（子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当））

父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある方。一定の障がいのある児童は20歳未満。）を監護・養育している方に手当を支給し、児童の福祉の増進を図るものです。年1回（毎年8月）、引き続き受給資格があるかどうかの届出（現況届）が必要です。

手当を受けることができる人

児童の状況が次のいずれかに該当する場合

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障がい状態にある児童
- ④ 父又は母が引き続き1年以上、生死不明か父又は母から遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童
- ⑥ 父又は母が引き続き1年以上、法令により拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで出生した児童（父母の事実婚を除く）

支給の対象外

次のような場合には手当の支給を受けられません。

- ① 児童が児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき。
- ② 児童が日本国内に住所を有しないとき。

令和6年度児童扶養手当の額（月額）

（令和6年4月1日現在）

	全額支給（月額）	一部支給（月額）
児童1人の場合	45,500円	受給者の所得に応じて 45,490円～10,740円 ※所得超過の場合は0円
児童2人目の場合	10,750円	受給者の所得に応じて 10,740円～5,380円 ※所得超過の場合は0円
児童3人目以降の 加算額（1人につき）	6,450円	受給者の所得に応じて 6,440円～3,230円 ※所得超過の場合は0円

※ 所得制限があります。

※ 公的年金等の受給状況によって手当額が異なります。

※ 令和6年11月分から、児童3人目以降の加算額は、第2子加算額と同額になります。

手当の減額

手当受給開始から5年を経過する等の要件（認定請求をした時に3歳未満の児童を監護していた場合は、その子が3歳になった翌月から5年）に該当する受給者（父又は母）については、就業している等の証明書の提出が必要になります。この手続きを行わなかった場合は、手当の2分の1が支給停止（減額）となります。

支給日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回、支給月の前月までの分が、指定された受給資格者の口座に振り込まれます。

ただし、支給日が土、日又は休日の場合は、その前日の金融機関営業日に支給されます。

支給日	5月10日	7月11日	9月11日	11月11日	1月10日	3月11日
支給対象月	3・4月分	5・6月分	7・8月分	9・10月分	11・12月分	1・2月分

現況届

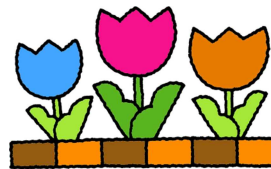
年1回（毎年8月）、引き続き受給資格があるかどうかの届出が必要です。

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）

○児童手当（子育て支援課 子ども給付室（児童給付担当））

次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

これまで、毎年6月に提出いただいていた現況届は、令和4年度から原則不要となりました。提出が必要な一部の方には案内を送付します。



児童手当の額（月額）

令和6年9月分まで（10月支給分まで）児童1人あたりの金額

		所得制限額未満	所得制限額以上	所得上限額以上
0歳～3歳未満		15,000円	5,000円	支給なし
3歳～小学生	第2子まで	10,000円	5,000円	支給なし
	第3子以降	15,000円		
中学生		10,000円	5,000円	支給なし

児童手当は、制度改正により、令和6年10月分から所得の制限がなくなり、支給の対象となる年齢及び第3子の数え方が変わります。

令和6年10月分から（12月支給分から）児童1人あたりの金額

		支給額
0歳～3歳未満	第2子まで	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～18歳(※1)	第2子まで	10,000円
	第3子以降	30,000円

【第3子以降】
22歳(※2)までの養育している子から数えて3番目以降の児童

※1 18歳到達後最初の3月31日まで

※2 22歳到達後最初の3月31日まで

支給日

手当は、原則として、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月までの分が、指定された受給資格者の口座に振り込まれます。

ただし、支給日が土、日又は休日の場合は、その前日の金融機関営業日に支給されます。なお、制度改正後（令和6年10月分以降）は、年6回振り込まれます。

支給日	6月14日	10月15日
支給対象月	2月分から5月分	6月分から9月分

10月制度改正後

支給日	12月13日	2月14日	4月15日
支給対象月	10・11月分	12・1月分	2・3月分

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（児童給付担当）（TEL 42-7965）

○遺児福祉手当（子育て支援課 子ども給付室（児童給付担当））

遺児を養育する方を対象に、遺児福祉手当を支給します。ただし、所得制限があります。申請した翌月から児童 1 人につき月額4,000円を支給します。支給月は3月と9月です。

◇対象となる方

宮崎市内に住所を有し、次のいずれかにあてはまる義務教育中の児童（遺児）を養育している方

- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が交通災害もしくは労働災害により重度の障がいにある児童
- ・父母に準ずる方が交通災害もしくは労働災害により死亡または重度の障がいにある児童

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（児童給付担当）（TEL 42-7965）

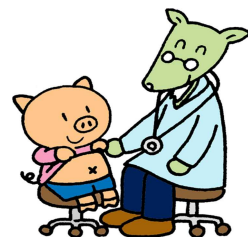
メ モ 欄

2 医療費に関すること

○ひとり親家庭等医療費助成（子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当））

ひとり親家庭が安心して治療を受けられるよう、医療費の助成を行っています。ただし、一定の所得制限があります。

また、1年に1回（毎年8月）、更新の手続きがあります。



◇対象者及び助成の内容

①20歳未満の子を扶養している、ひとり親家庭の父又は母

病院等の窓口で負担する一部負担金から、外来・入院合わせて一人あたり月額1,000円と保険者負担額（高額療養費・付加給付金）を除いた額を助成します。

$$\text{1 診療月の助成金額} = \text{支払った保険診療分の金額 (窓口で支払った金額)} - \text{高額療養費付加給付金} - \text{自己負担額 (1,000円/月)}$$

②ひとり親家庭又は父母のいない18歳未満の児童（18歳到達後最初の3月31日まで）

・高校生以上は、上述の①と同じです。

・小中学生は、外来・入院ともに医療費（保険診療分）の一部負担金を全額助成し、病院等の窓口負担が無料となります。

③一人暮らしの寡婦

現在、一人暮らしの60歳以上の人で、かつて夫と死別又は離婚した後に20歳未満の子を扶養していた女性に対して、入院・外来ともに病院等の窓口で負担する一部負担金から、医療費（保険診療分）の一部を助成します。

※一人暮らしの寡婦の方への医療費助成は、令和6年度末に終了予定です。

★注意！

※ 保険診療外分については助成対象になりません。

例：入院時の食事代、差額ベッド代、診断書等の文書料、薬の容器代、各種検診料、予防接種料など

※ 学校保健安全法の対象疾病（結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯《むし歯》など）の受診につきましては医療券をご利用下さい。医療券の発行は学校で行いますので、事前に学校に連絡のうえ学校でお受取りください。

◇申請時に必要なもの

- ・ 対象者全員の健康保険証原本
- ・ 申請者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ・ 申請者、対象児童の名前及び、ひとり親家庭になった原因が記載された戸籍謄本
その他必要な書類がある場合は申請時にご案内いたします。

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）

○子ども医療費助成（親子保健課 医療給付係）

◇ 対象となる子ども

宮崎市に住所を有し、健康保険に加入している15歳到達後最初の3月31日までの子ども。
 ※ただし、「生活保護」等を受けているお子さん、小中学生で「ひとり親家庭等医療費助成」や「重度心身障がい者医療費助成」を受けているお子さんは対象になりません。

◇ 助成の内容

入院・外来にかかる医療費（保険診療分）を助成

区分 \ 対象	乳幼児	小中学生
入院	無料	無料
外来（通院）		1医療機関あたり 月額200円
調剤		無料

保険診療外分については助成対象にはなりません。

例：入院時の食事代、差額ベッド代、診断書等の文書料、薬の容器代、各種健診料、予防接種料など

★ 注意！

◇ 申請時に必要なもの

- ・対象となる子どもの健康保険証原本
- ・申請者（保護者）の本人確認書類（マイナンバーカードや免許証等）

※問い合わせ先：親子保健課 医療給付係（TEL 73-8200）

○障がいや病気のある子どもの医療費助成（親子保健課 医療給付係）

障がいや重度の病気がある児童に対して、医療費などを助成します。
 病気の内容や所得に応じて制限があります。

種 別	対 象
未熟児養育医療費	出生時体重が2,000g以下または、身体の機能が特に未熟な新生児で入院養育が必要な場合
自立支援医療費 （育成医療）	18歳未満の児童で確実な治療効果（手術による治療が主）の期待される場合 ただし、事前申請が必要
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病の治療をしている18歳未満の児童 ただし、継続の場合、必要に応じて20歳未満までの延長が可能
結核児童療育医療費	結核により長期の入院治療を要する18歳未満の児童 （医療費等を助成）

※問い合わせ先：親子保健課 医療給付係（TEL 73-8200）

3 貸付に関すること

○母子・父子・寡婦福祉資金貸付（子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当））

ひとり親家庭の母、父及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉の向上を図るために無利子又は低利で各種資金の貸付けを行っています。

各資金には、貸付基準があります。

貸付金の種類と内容については、一覧表（P12～13）をご覧ください。

※ 問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）

◇ 連帯保証人など

原則として、市内に住所を有し、資力と信用のある方で借主と連帯して債務を負う方が必要です。

また、お子さんの就学、就職に関する資金は、そのお子さんが連帯借主となり、親と共に返済の義務を負います。

借主の方の返済が滞ると連帯保証人の方から返済していただくことになります。



参考

県育英資金や日本学生支援機構奨学金については、学校におたずねください。

なお、母子父子寡婦福祉資金（修学資金）は、県育英資金と重複して貸付けを受けることはできません。

日本学生支援機構奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合、貸付限度額から日本学生支援機構奨学金貸付額を引いた差額の範囲で貸付けを行います。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付の種類と内容

※貸付基準があります。（予約優先となっております。まずはお電話をお願いします。）

※審査までに時間を要しますので、お早めにご相談ください。

※原則、保証人がお1人必要です。（保証人がいる場合は無利子での貸付となります。）

※延滞元利金額につき3%の違約金が加算されます。

※就学支度資金については、各年度3月31日までに申請してください。

※運転免許取得費用等、貸付資金の中には事前に見積りの提出が必要なものがあります。

令和6年4月1日現在

種類	(対象)内容		貸付限度額	据置期間	償還期間		
就学支度	児童	児童の就学、就業に際して必要な入学金、被服購入等に必要な資金（※決定に一月程度かかりますので、3月末までにご相談ください。）		卒業後 6ヶ月	原則として 修学期間の 4倍以内		
		小学校	64,300円				
		中学校	81,000円				
		高校 高専	国公立			自宅	150,000円
						自宅外	160,000円
		専修 (高等)	私立			自宅	410,000円
						自宅外	420,000円
		大学・短大 専修(専門)	国公立			自宅	410,000円
						自宅外	420,000円
			私立			自宅	580,000円
					自宅外	590,000円	
		大学院 (修士課程・博士過程)	国公立		380,000円		
			私立		590,000円		
専修(一般)	自宅	150,000円					
	自宅外	160,000円					
修業施設	中卒	自宅	150,000円				
		自宅外	160,000円				
	高卒	自宅	272,000円				
		自宅外	282,000円				
医療介護	母父寡児	医療または介護を受けるために必要な資金(介護の場合は児童を除く)	医 340,000円 医(非課税世帯) 480,000円 介 500,000円	医療又は 介護期間 満了後 6ヶ月	5年以内		
生活	母父寡	技能習得中の生活費	月 141,000円	技能習得、医療又は 介護、失業、 家計急変期間 満了後 6ヶ月	原則として 20年以内		
		医療又は介護を受けている間の生活費	生計中心者 月 108,000円		5年以内		
		ひとり親となって7年未満の生活費補給資金			8年以内		
	失業期間中(離職日から1年間)の生活費	非生計中心者 月 70,000円	5年以内				
母父	児童扶養手当を受給していない家計急変者	児童扶養手当に 準拠した額		10年以内			
住宅	母父寡	住宅の補修、保全、改築又は建設、購入、増築するのに必要な資金	1,500,000円 災害時 2,000,000円	6ヶ月	6年以内 災害時 7年以内		
転宅	母父寡	住宅移転に際し、住宅の賃貸に必要な資金	260,000円	6ヶ月	3年以内		
結婚	児	婚姻に必要な資金	320,000円	6ヶ月	5年以内		

Ⅱ 生活について

種類	(対象)内容			貸付限度額	据置期間	償還期間	
修学	児童	児童を修学させるための授業料、書籍代、交通費などに必要な資金			卒業後 6ヶ月	原則として 修学期間の 5倍以内	
		高校 専修 (高等)	国公立	自宅			月27,000円
				自宅外			月34,500円
			私立	自宅			月45,000円
				自宅外			月52,500円
		高専	国公立	自宅			月31,500円
				自宅外			月33,750円
			私立	自宅			月48,000円
				自宅外			月52,500円
		専修 (専門)	国公立	自宅			月67,500円
				自宅外			月78,000円
			私立	自宅			月89,000円
				自宅外			月126,500円
		短大	国公立	自宅		月67,500円	
自宅外	月96,500円						
私立	自宅		月93,500円				
	自宅外		月131,000円				
大学	国公立	自宅	月71,000円				
		自宅外	月108,500円				
	私立	自宅	月108,500円				
		自宅外	月146,000円				
大学院	修士課程	国公・私立	月132,000円				
	博士課程	国公・私立	月183,000円				
専修(一般)	月54,000円			5年以内			
技能 習得	母父寡	ひとり親家庭の母・父・寡婦本人が、事業を開始し、又は就業するために必要な知識・技能を習得するための資金		月68,000円 運転免許取得 460,000円	期間 終了後 1年	原則として 20年以内 運転免許取得 は 6年以内	
修業	児童	児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金		月68,000円 運転免許取得 460,000円	習得期間 満了後 1年	6年以内	
就職 支度	母父寡児	就職するために直接必要な被服、履物等および自動車を購入する資金		・被服、履物 105,000円 ・自動車購入 235,000円	1年	6年以内	
事業 開始	母父寡	事業を開始するのに必要な設備、機械、什器、材料等の購入資金		3,470,000円	1年	7年以内	
事業 継続	母父寡	事業を拡大するための資金		1,740,000円	6ヶ月	7年以内	

4 住まいに関すること

○公営住宅

●市営住宅

市営住宅では、中学生以下の児童・生徒がいる世帯や、高校生以下の児童・生徒が3人以上いる世帯の入居者資格を緩和しています。

【入居者資格の緩和】

市営住宅の入居者資格の一つに収入基準（月額15万8千円以下）がありますが、同居しようとする親族等に中学生以下の児童・生徒がいる世帯や、高校生以下の児童・生徒が3人以上いる世帯は、その収入基準が21万4千円に緩和されます。

【住宅の種類】

住宅の種類	申込できる世帯
一般世帯向け住宅	入居者資格を有している世帯
母子世帯向け住宅	配偶者のいない女子であって、現に扶養している児童（満20歳未満）のみを同居親族等とする世帯

【抽選倍率の優遇】

次に該当する世帯には、通常1枚しか配布しない抽選くじを2枚お渡ししています。

優先対象世帯	要件	確認書類
母子世帯	配偶者のいない女子であって、現に扶養している児童（満20歳未満）のみを同居親族等とする世帯	戸籍謄本
父子世帯	配偶者のいない男子であって、現に扶養している児童（満20歳未満）のみを同居親族等とする世帯	戸籍謄本
多子世帯	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	特になし

【市営住宅の入居者募集】

市営住宅の入居者募集は、抽選により入居者を決定する定期募集と、申込順で入居受付を行う随時募集があります。

お申込資格

- ①現在住宅に困っている人（持ち家がない人、現在公営住宅に住んでいない等）
- ②現に同居し又は同居しようとする親族等があること
（単身の方でも申込みできる団地がありますが、条件があります。）
- ③公営住宅入居資格収入基準を満たしていること
- ④市町村税の滞納がないこと
- ⑤過去、公営住宅等の家賃滞納がないこと
- ⑥入居申込者または同居しようとする親族等が暴力団員でないこと

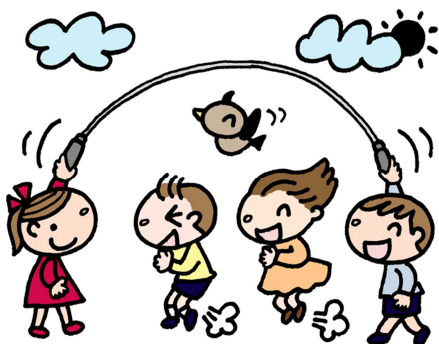
※問い合わせ先： 宮崎市営住宅管理センター（TEL 74-5211）

● 県営住宅

お申込資格

- ①現在住宅に困っている人（持ち家がない人、現在公営住宅に住んでいない等）
- ②現に同居し又は同居しようとする親族等があること
（単身の方でも申込みできる団地がありますが、条件があります。）
- ③公営住宅入居資格収入基準を満たしていること
- ④県税及び市町村税の滞納がないこと
- ⑤過去、公営住宅等の家賃滞納がないこと
- ⑥入居申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 問い合わせ先：一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会（TEL 22-8141）



5 仕事に関すること

○就業相談等

1.母子・父子自立支援プログラム(子育て支援課 子ども給付室(母子父子支援担当))

子育て支援課の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の方々の就職活動のご相談に応じます。

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）

2.ハローワーク宮崎

職業相談・職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の給付等を行っています。

また、ひとり親応援チームがあります。一人で子育てを頑張っているお母さん、お父さんの職業相談窓口です。相談から就職までの総合支援を行っています。

住所：宮崎市柳丸町 131 番地

TEL：23-2245（月～金 8時30分～17時15分）

ハローワーク宮崎
LINE アカウント ▶
LINE ID：994mxdli



ハローワーク宮崎
ホームページ ▶



3.マザーズコーナー（ハローワークプラザ宮崎内）

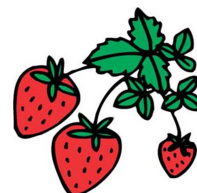
子育て中のお母さん等を中心に、仕事のご相談やご紹介を行っています。

また、仕事と育児や介護を両立させていく上での様々な悩みのご相談にもお応えします。その他、履歴書・職務経歴書の書き方や就職活動へのアドバイス、就職支援セミナーや資格取得を目指せる職業訓練の情報提供、子どもの預け先（保育園、病児保育等）を含めたお役立ち情報の提供などを行っています。

住所：宮崎市大塚台西1丁目1-39

TEL：62-4141（月～金 9時30分～17時）

プラザ宮崎・マザーズコーナー
LINE アカウント ▶
LINE ID：849ywima



4.女性のつながりサポート相談（宮崎県男女共同参画センター）

就職・起業・キャリアアップ・社会貢献などに関することや、様々な課題や困難を抱える女の子と女性のための悩みなどについてアドバイスや情報提供を行っています。

住所：宮崎市宮田町3番46号（県庁9号館1階）

TEL：29-8544（月～土 9時～17時） 面接相談（月～土 9時～17時）要予約

5.ひとり親ワークサポートセンター（宮崎県ひとり親無料職業紹介所）

ひとり親の育児経験者が相談に応じます。子供の成長に合わせた各家庭の状況をふまえてお悩みの方に寄り添い就業支援を行っています。

ひとり親に特化した住宅支援資金貸付や早期就職に向けてプログラム作成支援をしておりますので安心してお問い合わせください。

住所：宮崎市原町2-22（県福祉総合センター内）SL公園横

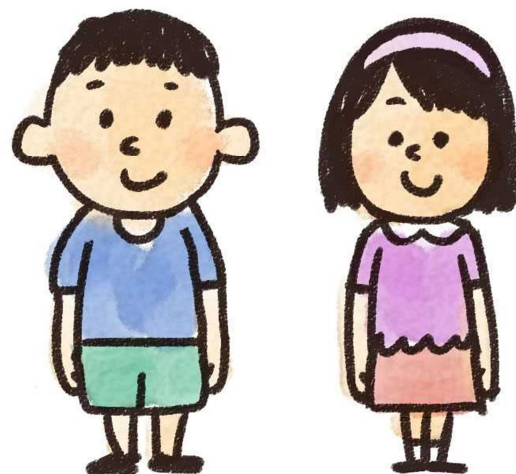
詳しくはホームページをご覧ください

宮崎県ひとり親福祉連合会

ホームページ ▶



TEL 0985-22-4696 携帯 080-6030-6928（月～金 9時～16時）



○給付金・補助金（子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援係））

1.自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が、自主的に行う就職につなげる能力開発を支援するために、指定した講座を受講した後に自立支援教育訓練給付金を支給します。

- ◇ **対象者** 次の2つの要件を満たす宮崎市在住のひとり親家庭の母又は父
 - ① 児童扶養手当の支給を受けていること又は、同様の所得水準にあること
 - ② 市税の滞納がないこと
- ◇ **対象講座** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（医療事務、ホームヘルパー等）
- ◇ **支給額**
 - ① 雇用保険制度から一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方
 - ⇒対象講座の受講料の6割相当額（上限：20万円、下限：1万2千円）
 - ② 雇用保険制度から、専門実践教育給付金の支給を受けることができない方
 - ⇒対象講座の受講料の6割相当額（上限：修学年数×40万円、下限：1万2千円）
 - ③ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方
 - ⇒①、②に定める額から雇用保険制度から支給される教育訓練経費の額を差し引いた額

※事前に教育訓練講座としての指定を受けることが必要ですので、対象講座が決まりましたら、お問い合わせください。

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）

2.高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するために養成機関において修学している場合、経済的な支援を行います。

- ◇ **対象者** 次の4つの要件を満たす宮崎市在住のひとり親家庭の母又は父
 - ① 児童扶養手当の支給を受けていること又は、同様の所得水準にあること
 - ② 市税の滞納がないこと
 - ③ 養成機関で6か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方であること
 - ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方であること
- ◇ **対象資格** ①保健師 ②助産師 ③看護師 ④准看護師 ⑤保育士 ⑥精神保健福祉士 ⑦社会福祉士 ⑧介護福祉士 ⑨理学療法士 ⑩作業療法士 ⑪歯科衛生士 ⑫歯科技工士 ⑬理容師 ⑭美容師 ⑮調理師 ⑯製菓衛生士 ⑰デジタル分野等の民間資格 ⑱その他市長が適当と認めた資格

◇ 支給額等

①支給額

	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金 （下段：修業する期間の最後の1年）	月額 100,000円 （月額 140,000円）	月額 70,500円 （月額 110,500円）
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

②支給期間 修業期間の全期間（ただし、上限4年）

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）

3.高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくために、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

◇ 対象者

次の要件を満たす宮崎市在住のひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が対象になります。（ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。）

- ① 児童扶養手当の支給を受けていること又は、同様の所得水準にあること
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 修学・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場から判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職につくために必要と認められること

◇ 対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）

※ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は、本事業の対象となりません。

※事前に講座の指定を受けることが必要です。

◇ 支給内容

	①受講開始時給付金	②受講修了時給付金	③合格時給付金
通信制	受講費用の4割 (上限10万円)	受講費用の5割 (①と合わせて 上限12万5千円)	受講費用の1割 (①②と合わせて 上限15万円)
通学又は通学及び 通信制併用	受講費用の4割 (上限20万円)	受講費用の5割 (①と合わせて 上限25万円)	受講費用の1割 (①②と合わせて 上限30万円)

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）



4. 養育費確保支援事業

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親等で、養育費の取決め（強制執行認諾約款付公正証書、調停調書等）を締結した方を対象に、取決めの作成や保証契約に要する経費に対して補助を行います。取決め締結から6ヵ月以内が申請期限となります。

○ 公正証書等作成支援事業

養育費の取決めの作成にかかる費用（公証人手数料、収入印紙代等）を補助（上限2万円）

○ 養育費保証支援事業

養育費の取決めを作成し、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結する際に支払う費用を補助（月額養育費と5万円を比較し少ないほうの額）

※問い合わせ先：子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（TEL 21-1765）

養育費についてのQ&A

Q1 養育費はどのように取り決めたらよいですか？

A 相手と話し合いがまとまった場合は口約束でなく、書面にしておきましょう。強制執行認諾条項が入った公正証書を作成すれば、不払いになったときに強制執行ができます。

相手と話し合いができなかったり、話がまとまらない場合は、家庭裁判所の調停で決めることができます。調停でまとまらないときは、離婚後の養育費請求の場合であれば、家庭裁判所が審判で養育費を決めます。調停や審判で決めれば、同じように強制執行ができます。

Q2 調停はどこに裁判所に申し立てればよいのですか？

A 原則として、相手の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。申立ては郵送でもできますので、最寄りの家庭裁判所等にお尋ねになるか、インターネットを利用して裁判所のホームページをご確認ください。

Q3 現在別居中ですが、養育費は請求できますか？

A 婚姻中は、子どもと配偶者（妻又は夫）を含めた生活費等である「婚姻費用」の請求を行うことになります。養育費は、離婚してからの子どもの生活費等になります。

Q4 養育費は要らないと言って協議離婚しましたが、今からでも請求できますか？

A 養育費は子どものためのものですから、約束した当時と経済状況、家庭状況等の事情が変わって養育費が必要になれば請求することができます。ただし、相手も養育費は要らないものとして生活設計を立てているということも考えられますから、養育費が必要となった事情を相手に理解してもらうことが大切でしょう。しかし、父母間で話し合いができない、金額等で合意できないなどの場合には、家庭裁判所に養育費請求調停を申し立てて、調整してもらいながら取り決めていくことができます。

6 その他

〇指定ごみ袋減免について（環境業務課 業務第一係）

3歳未満の乳幼児がいる非課税世帯などに指定ごみ袋を交付しています。交付には、一般廃棄物処理手数料減免申請が必要です。

◇対象者

次の①から④のいずれかに該当する者がいる非課税世帯の世帯主

- ① 3歳未満の乳幼児
- ② 在宅で特別障がい者手当、障がい児福祉手当及び福祉手当のいずれかを受給している者
- ③ 在宅で介護保険制度の要介護認定区分4または5の介護認定を受けている者
- ④ 生活保護法に基づく扶助を受けている者（施設入居者を除く）

※問い合わせ先：環境業務課 業務第一係（TEL 21-1762）

